

## 司法記者クラブ記者会見

### 市長

函館市長の工藤でございます。よろしくお願いたします。私のほか函館市議会の正副議長、そして各会派の代表者また弁護団の皆様とともに、電源開発株式会社が建設を進めている大間原子力発電所について国および電源開発に対して、その建設差し止めを求める訴状を東京地裁に提出いたしました。

私自身としては、『今いよいよだなあ』ということで、端的に言うと『いざ出陣』というような気持ちです。『思えばずいぶん遠くに来たもんだなあ』という思いが相半ばしております。

場合によっては、提訴も辞さずと言い始めてから、2年以上が経過をしております。この間、国や事業者である電源開発に対して、大間原発の凍結を求めて、再三に亘って地域として要請をしてきたところでありますが、全く聞き入れてもらえずに、何も対応をしていただけませんでした。

地域の不安になんら配慮して頂けず、私たちとしては函館のまちを守るために、そして市民の安全安心を守るため、万やむを得ずに今日の日に至ったことは、私としては多少残念に思っております。

ただ、全てはこれからでございます。大間原発の問題点、そしてその進め方の乱暴さ、私たちの思い、地域の思いというものを司法の場で主張させていただき、理解を得てまいりたいと考えております。後々、振り返って、『大間のことが夢のまた夢だったという日が来ればいいな』というふうに私自身は思っております。

### 幹事社

自治体が提訴というのは非常に珍しいことだと思うのですが、自治体が提訴する意義というのをどのように考えていますか。

### 市長

住民が起こす訴訟は、全国にあります。私も南相馬市や浪江町に議員と視察に行き、実際に事故が起きれば地域が崩壊してしまう、住めない地になるということ、そして、地方自治体としても原発について真剣に向き合う必要があると感じました。

大間原発にもさまざまな問題点がありますが、以前は、EPZとして8キロないし10キロの区域が防災対策の重点地域として、つまり何かあったときに危険な地域ということでしたが、現在は、UPZとして30キロに拡大をされたわけです。



対岸の大間原発は、函館市から最短で23キロにあり、函館市はその30キロ圏内に入ることになりました。このため、地域防災計画や避難計画を義務付けられることになったわけですが、そうした危ない地域とされているにも拘わらず、国や事業者からは、まともに相手にしていただけないだけでなく、説明会も開いていただけていない。また、意見を言う場も設定してもらえない。函館市の同意や了解を得ようとはしないわけです。まともに相手にしていただけないなかで、自治体として、危険だけを押し付けられ、避難計画を義務づけられているのに、我々には、発言権もない。この理不尽さが、住民が起こす訴訟とは違うものと思っております。

既存原発は、再稼働にあたり原子力規制委員会による新規制基準をクリアするために、稼働を止めているのですが、大間原発は、原子力規制委員会の新規制基準ができてない事故後の一年半後の一昨年10月に、旧基準の下に建設が再開されたわけです。

電源開発はこの春にも申請をすると発表していましたが、遅れてこの秋に行くと修正しています。少なくとも新規制基準への適合申請をし、審査をクリアし、その上で建設すべきであり、今は、再稼働と同様に建設を止めるべきです。

まさに建設ありきで、安全が二の次だということは明らかで、地域の住民もそうですが、我々もとてもとても不安で、それを容認できるものではないと思っています。

もう一つは、福島第一原発の事故を踏まえれば、避難計画の策定は建設に当たっての条件とすべきと考えています。規制委員会が、地震対策、津波対策といってハードだけをやっても、万が一の想定外の事故が起こり得るということは福島見れば明らかなので、そのときに付近の周辺住民がきちんと避難できるのかどうか、そういう立地条件にかなうところに建設しているのかどうかということを、当然確認しなければなりません、それは後回しみたいな状況になっています。

もともと何の発言権も与えられていない我々に避難計画を作れというのはとんでもない話で、津波や地震などの自然災害とは違うわけですから。事業者が、避難できるかどうかの計画を作るのが当たり前はずで、何故、我々が作らなければならないのか。あるいは、少なくとも認められた国が作らなければならない。一方的に義務だけ負わされてるわけです。

実効性のある避難計画の策定が可能な地域なのかどうか、そういう検証もなく、進めていることは、安全性は二の次、住民の命は二の次、ともかく原発建設ありきということで、我々としては、とてもとても、周辺自治体に住むものとしては納得できるものではありません。

#### 河合弁護士

避難計画は設定可能だと思っておりますか。

#### 市長

難しいと思いますね。(パネルを出して)これが大間の原発、これが津軽海峡です。函館は、30キロ圏内に一部入り、50キロ圏内にはほとんど入ります。避難できる道路は、国道5号という札幌に向かう道路がメインとなります。このほか、日本海側に向う道路がありますが、これは、道幅も狭く、曲がりくねった道で、峠もあります。海沿いにも、道路はあるのですが、大間原発が見えるところを逃げるということにはなりません。そうすると、事故が起きた場合、自家用車を持っている人は、この国道5号を通過して逃げることになります。この道路は、函館と七飯との境に峠があり、トンネルがあります。そこは、ゴールデンウィークやお盆の時期になると、大

渋滞を起こすのです。函館市に隣接する自治体の人口を合わせれば、35万人となり、それがここに一齐に殺到したら、もう駐車場と化します。これが冬で、吹雪だったりしたら、もうもう全然、動きません。



**河合弁護士**

これ何車線ですか。

**市長**

峠を越すと片側1車線で、一部片側2車線です。

**TBS**

今回の提訴に当たりまして、原発立地自治体の青森や大間の行政側、関係者の方とは何か連絡を取られたのですか。

**市長**

一切しておりません。

**TBS**

これは函館市としてやらなければいけないという思いに至った背景として何かきっかけがあったのか。逆な質問で悩んだことはあったのか、今回提訴に当たって。

**市長**

それは国相手にですから、私だけでなく、議員の皆さんも、いろいろな思いや難しい悩みがあったと思います。そのことは提訴の議決をいただいたときに議場で私は、『悩みのある中で決断していただいた』と感謝を申し上げました。

**海渡弁護士**

全会一致で議決されたということですね。

**市長**

議会的には全会一致です。今日も、自民党系、民主党系、公明党、共産党の議員が来ています。市議会議員は30人いますが、電力会社系の方など2名は退席をされましたが、全会一致で反対はありませんでした。思想信条や原発に対する考え方、脱原発や、容認などいろいろあると思いますが、やはり、進め方も含めて、大間原発には問題があるということで一致をしております。

**河合弁護士**

きっかけは福島原発の事故を見てということでしょうか。

**市長**

もちろんです。福島第一原発事故を見るまでは、私自身も安全神話の中にあり、そういう事故は起こらないのだろうと思っていましたし、私自身もそれを信じていたことを反省しておりまして、その上に立って、このような判断をさせていただいたということです。

## **TBS**

先ほどちらっと市長がおっしゃっていた「悩みもあったと思うが」ということの具体的にどんななやみがあったのでしょうか。

### **市長**

事業者を訴えるというのはそうでもないかもしれませんが、我々やはり様々に国のお世話になっているわけで、それは地方交付税もありますし、補助金関係もあります。あるいは函館の場合は、港湾、空港、新幹線、そして高速道路、観光など、様々な面で国にやってもらっている事業がたくさんあるのです。そのような中で国に対して、こういう訴訟を起こすことは、それは苦渋の選択ですよ。

### **共同通信**

原発をめくっては各地の周辺自治体が反発していると思うのですけれども、その周辺自治体にどういう影響を与えるか。

### **市長**

私は、ほかの周辺自治体のことはあまり考えておりません。函館の市長としては、大間原発限定ですから、我々の姿を見て既存原発の再稼働を抱えている周辺自治体がどのような判断をされるのかは、各々の地域で判断されるべき問題だろうと考えております。

### **共同通信**

以前会見の中で各地で裁判が起きたら司法の判断も変わってくるのではないかと。

### **市長**

そういうことはあるでしょうね。その地域地域でお考えになって、私たちと同じような行動するところが出れば、それはもちろん心強いものがあるとは思いますが。

### **フリーランス**

原発をめぐる訴訟では原告側の敗訴が相次いでおりますが、そこをあえて踏み切った気持ちというのをお聞かせ願いますか。

### **市長**

大間原発の危険性などについては、住民が起こした訴訟と視点が一緒のところもあります。さっき申し上げたとおり地方自治体としての立場は、住民訴訟とは違うものがありますし、そして何よりも福島第一原発の事故を踏まえて、それ以前の様々な判決とは、違ってくるのではないかと期待しています。

### **(不明)**

河合先生にお伺いしたいのですけれども、自治体として初の原発訴訟を起こす意味をどのようにお考えですか。

### **河合弁護士**

裁判官に与えるインパクトがやっぱり全然違うと思います。市民はいつでも自由に起こせますが、市長が市を代表して、議会の承認も得たうえで起こすということの意味の重さは、裁判官にもきちんと伝わると思います。

やはり、それなりの敬意を表して、尊重してくれるのではないかと、そういう意味で自治体が

訴訟を起こすことの意味は非常に大きいし、皆さん当然ご存知だと思いますが、史上初のことでございますので、裁判官も非常に重く受け止めてくれると理解しています。

#### 市長

函館市がUPZ, 30キロの圏内に入っているのです、北海道を代表してやっているのです。南北海道に18市町村ありますが、全ての市町村が私たちを応援してくれていますし、国や事業者への要請も渡島管内全ての市町村の連名で行いました。

ただ、訴訟は30キロという重みがありますので、私たちが代表して行っています。北海道には35市からなる北海道市長会がありますが、ここでも大間原発の建設の中止を求めるという決議をしていただいておりますし、北海道議会も決議を行っています。だから、決して函館が孤立してやっているわけではありません。

#### 東奥日報

地元の立地自治体の大間町は建設推進という立場をとっているのですが、あえて大間側にメッセージを出すとするば、どういうメッセージになるのでしょうか。

#### 市長

特段、私は大間町のことに触れたことは今まであまりないのです。立場は違うけれども、大間町は、どちらかという青森側よりは函館側を頼ってきた町ですから、フェリーでつながっていて、そして大間町の人青森市に行くよりは函館に来て、病院もそうですが、買い物もしてくれております。ただ、その問題とこの問題は一緒にはならないと思いますが、私が言ってあまり迷惑をかけないように控えていたつもりではあります。

#### 東奥日報

今回の提訴に関して青森側の下北半島の自治体に函館側として何らかの理解を求めていくという作業はあるのでしょうか。

#### 市長

もしお話しても、なかなか難しかったのではないのでしょうか。

#### 週刊金曜日

要請行動に行かれて、ほとんど門前払いみたいな対応だったと思うのですが、ある意味国策である電源開発が、今までなかったようなフルモックスという極めて特殊な原発を昔の基準で作ろうとしている。本当に異例づくめで普通の原発とさらに違うと思うのですが、それがさらに行っても話合いにすら応じないと。そこのお気持ちをもう一度お聞かせください。

#### 市長

大間原発に特有のことを申し上げれば、世界初のフルモックスの商業炉ということで、普通の原発よりもそれを制御するのが非常に難しく、そしてひとたび事故を起こすと通常の原発の比ではないと言われております。それを電源開発という国策会社に押し付けてやらせているのが、今の大間原発なわけです。

そして問題点として、特有なものは、活断層の問題もありますが、津軽海峡は国際海峡でどんな船でも通れるわけです。領海が3海里しかない。そこを、不審船であろうと、テロ船であろうと通れるのです。ですから、大間原発は、世界一危ない、事故を起こした時に危険な原発で、かつ、テロに最も弱い原発ということなのです。

## 河合弁護士

この津軽海峡は、ここだけが公海になっていて、5キロ走ると、大間原発にたどり着いてテロが可能だという、日本の中でも船によるテロに一番弱いところです。これは国際法上そういうことになっているという非常に特殊な地域です。

## 週刊金曜日

市民からの支援をホームページで呼び掛けられているということですが、市民の支援というのは今どういう状況でしょうか。

## 市長

市民の方は前々から、いろいろな会合に行くと、『市長、大間原発だけはだめよ』と言われてましてね、多くの市民は大間原発に対しては抵抗感を持っています。

## 週刊金曜日

カンパは集まりましたか。

## 市長

1週間で500万円集まりました。

## 週刊金曜日

議長さんにお伺いしたいのですが、市長さんの重大な決断に対しまして、市議会の方も全会一致という重い決断をされたわけなんです、今後こういった形で市の行政を支えていく、あるいは、議長さんとしての今のお気持ちをお聞かせください。

## 議長

議長として個人的な見解は差し控えさせていただきますけれども、議会としては、やはり市長の思いや、市民の思い、我々も、南相馬市や浪江町に行ってきました。実際にあの悲惨な状況を見たときには、これは大変だと、何としても止めなければならないという意識になりました。実際にひとつの町が崩壊するわけです。家族は離散、みんなばらばらですよ。子供たちの文集も見せてもらいましたが、これは大変なことだと感じました。いまだに復興も進んでいない状況ですし、除染作業もまだまだ遅れている。こういうことはあってはならないという気持ちがあるものですから、議会の皆さまにも了解いただいて議決をしたということで、これからも市長のバックアップをしていきたいと思っています。

## 市長

函館と大間の近さが分かる写真を持ってきました。これが夜景で有名な函館山で、こちらが大間です。これだけ近いのです。函館の花火大会は、大間から見物できるというのです。天気が良ければ、函館側から大間原発の工事現場が見えるのです。大間の町役場からは見えないけれど、函館の市役所からは原発が見える。

## 議長

遮蔽物がなにもないですからね。いちばん近いところで23キロですから。

## 河北新報

原告適格がひとつの争点となっていくと思いますが、お考えを改めてお聞かせください。

## 井戸弁護士

もんじゅの最高裁が、住民の生命、身体というのを法律上保護された利益として認められま

したが、地方自治体には生命とか身体とかいうものはないのではないかと、そういう趣旨の疑問だと思います。

今まで話にも出ているように、過酷事故が起こったら地方自治体の存立自体が危うくなります。それは個人の生命、身体と同様に考えていいはずだというのがひとつの理由です。

それからもうひとつは、原子炉等規制法が改正され、法律の目的として周辺自治体の生命、身体だけではなくて、財産の保護というのが明記されました。法律自体が周辺住民の財産を保護するという立法者意思というのがはっきりしています。それはもんじゅの第一次最高裁判決の時点とは違います。だから、現在における法律の下では、財産も法律上保護された利益にあたり、地方自治体の函館市は財産をたくさん持っていますから。

そういうものが一旦事故が起これば使えなくなるわけですから、そういう意味で函館市の財産権も法律上保護された利益に当たるといいうことで、原告適格の問題はクリアできていると思います。

### ザ・プレスジャパン

今の規制庁、規制委員会についての思いをお願いします。それから、北海道知事の高橋はるみ知事はどのようなコメントあるいは、感想なりがあったのでしょうか。お願いします。

#### 市長

原子力規制委員会は、前の原子力保安院や原子力安全委員会とは違った立場で行っており、それは、福島原発事故を踏まえてのことだろうと思いますが、先ほどお話ししたように、ハードだけではないので、避難計画などのソフトの面においても、原子力規制委員会が確認するのか、あるいは国が確認するのか、そういうことが必要だと考えますが、その部分は不足している。自治体任せで本当に大丈夫なのか、国なり、規制委員会なりがやるべきだと思っています。

#### 海渡弁護士

アメリカなんかだと実際に規制の段階できちとした避難計画があるかどうかをチェックするのですね。そういうシステムが今の規制委員会には欠けていると思います。

#### 市長

日本の場合には、どうもハードばかりに目が行ってますが、ハードをいくらやってもあり得るわけですから、そのときにどうするのかということと一緒に考えないといけない。それは第二の安全神話で、ハードやっていますから事故は起こりませんというようなことに繋がっていくのではないかと危惧しています。

### ザ・プレスジャパン

規制委員会の田中委員長が、私たちは専門家なんだから任せておけ、みたいなお話が最近多いのですが、その点についてはいかがですか。

#### 市長

ハードの部分は専門家かもしれませんが、福島の事故以前にも同じようなことを皆さん言っていたのですよね。だから、それを鵜呑みにはできない。やはり、我々の目で確認をする。専門家だから任せておけるとなると、また前と同じことになってしまうのではないですか。

知事には、私たちの地域の大間原発の建設凍結の要請をしましたが、知事としては国や事業者である電源開発に対して、地域によく説明して欲しいというようなことは、おっしゃっ

ているようであります。

#### 西日本新聞

政府は今も再稼働問題で、地元の範囲を30キロに広げることについては極めて否定的で、従来の閣議了解の立地県、立地市町村の範囲でいいのだというような考えですけれども、改めてその辺の政府の姿勢についてお考えがあればお聞かせいただきたいのですけれども。

#### 市長

それは、こちらがお聞きしたいところです。何の理由で避難計画は作れと、それで危険な地域ですよと言っておいて、同意権は与えないのか、こちらが裁判でお聞きしたいことなのです。まさか、広げると原発再稼働できないからとか、建設できないからとか、そんなばかなことを表だって、腹の中では思っている、言えないわけですから。

#### 西日本新聞

避難計画については最近安倍首相は国会でも、できないという後ろ向きの考えではなくて、できるように地元の理解を求めるのだというような答弁をしていますが、先ほどの避難計画づくりの難しさを踏まえてもう一度、安倍首相の答弁について。

#### 市長

理解してできるか、できないかという話ではないですよ。現実にはできないものを理解してもらって、できるようにしたものなら、本当にそれが実効性があるものなのか。あたかも、実効性なくてもいいからとにかく作ってくれというふうには聞かれませんけれどね、私には。

#### NHK

函館は観光とか水産とか、原発で事故が起きれば、あるいは、建設されることでの風評とか、そういう影響を受けやすいと思うのですが、そのあたりを教えていただきたいのですが。

#### 市長

それは、福島第一原発の事故が起きて、観光客が激減をしましたね。とりわけ海外の客が全く来なくなりました。北海道にはほとんど放射能の影響というのはなかったのですが、やはり北海道も東日本に入るものですから。あらゆる魚がさまざま風評被害で売れなくなったり、そして観光客が来ないことになって、これは第一次産業、ホテル、レストランに野菜から魚から納めていたわけですが、いろいろなものに影響して、全ての産業に影響してしまうのですね。ものすごい影響を受けて東電に賠償を請求した企業もあります。だから、これが大間ということになれば、観光とか、水産だけではなく、あらゆるものに及ぶわけで、特定の産業がどうだこうだという話ではもうなくなりますね。

#### NHK

仮に原発立地交付金みたいなものが函館市にお金が出ますよと。お金で何とかしてくださいとなっても、そういう問題ではないと。

#### 市長

それはそうですよ。金もらって黙るような話でないですよ。

#### NHK

函館の経済というのは観光だとか水産のウェイトは大きいのですか。

#### 市長

今一番大きいのは観光ですね。二つ目は水産加工も含めての水産業全般ですね。この二つが二大産業です。

#### NHK

そういったものへの影響というのは、

#### 市長

それはもう、福島並みの事故でなくても、ちょっとしたことでもうダメですね。風評被害というか、多少の放射能漏れがありましたとか、大間原発で事故が生じたら、もう来ないですよ。それから魚は売れませんよ。津軽海峡に面しているのですから。前に有珠山という北海道の札幌に近い方の火山が爆発したときも函館観光はダメになったのですよ。それくらいそういうものに対して敏感です。

#### 読売新聞

今回の訴訟では、様々な論点、争点があるかと思うのですが、市長ご自身で特に重視してらっしゃる論点や主張の軸にしていきたい争点というのはどういった点でしょうか。

#### 市長

弁護団の皆さんは大間原発の様々な危険性などにも目を向けていますが、私が市長として、地方自治体として一番訴えたいのは、危険だけ与えられて、避難計画を義務づけられて、何も話を聞いてもらえない、同意権もない。それはとんでもないと。この民主主義の国家で、全く住民の意思も聞かない、地方自治体の話も聞かないで、一方的に危険だけを押しつけるということが許されていいのかと疑問を持っています。

#### 産経新聞

今回この訴訟の結果次第では国が国策としてきたプルサーマル計画が頓挫しかねないことになると思うのですが、国策である政治課題に対して、最終的な判断を司法の場に委ねる格好になることについて政治家としての市長の考えをお聞かせ願いたいのですけれども。

#### 市長

大間原発を容認できるのかということですよ。その条件が整っていないわけでしょう。同意権も与えないで。乱暴なやり方ではなくて、きちっと理解を求めて、手間暇かかるかもしれないけれども、そういうことを積み上げていくべきですよ。

原発はどうなんだという人が、自民党の国会議員の中にもたくさんいらっしゃるわけです。野党はほとんど脱原発を唱えております。公明党も段階的にという脱原発ですよ。そういう中で、国策だ、国策だ、と言われるのは、私としては全く承服できないし、私は大間限定でやっているわけですから、プルサーマルが結びつくかどうかということは、私が判断することではないと思っていますね。

報道によれば、静岡県知事がプルサーマルに非常に疑問を持っていらっしゃるわけです。大間の場合は段階的に増やして行って、最終的には100パーセント、モックス燃料を使うというものですよ。これは、他のものと違って話にならないですよ。

#### 北海道テレビ

河合先生にお伺いしたいのですけれども、今回の提訴は自治体が起こしたことで裁判官に

与える心証が大きいということだったのですけれども、結果に対するインパクトも社会的な影響を与えらると思うのですが、その辺りの見解をお聞かせいただきたいのですが。

**河合弁護士**

それはやっぱり非常に大きいと思います。特に、今、再稼働への圧力というのは非常に強まっているわけですが、そういう中で、この訴訟を起こして勝訴するということになればですね、大きく原子力政策全体、もしくは再稼働ありきの政策に非常に大きな影響力があると、それを押しとどめる影響力があると思っております。それは市長の意図するところとはまた別の効果としてあるのではないかと。非常に大きな効果があるのではないかと考えています。

**北海道テレビ**

大間対函館というだけの関係ではなくなるという。

**河合弁護士**

そうですね。やはり、大間原発というのは、非常に大きな意味があるのですね。フルモックスをなぜやるのかというと、日本中の使用済み燃料を処理してもらいたい、そのことによって原発の延命を図りたいという電力側の、もしくは原子力推進側の切なる希望があるわけですよ。そういう非常に重要な位置づけがあるので、それが止まるとすれば、市長の意図とはまた別に、非常に大きなインパクトを与えらると思っております。

**北海道テレビ**

逆に敗訴したときも相当な責任感が伴うと思っておりますけれども、どのようにお考えになりますか。

**河合弁護士**

それは起こさないで負けるよりは、それと比べれば、戦うことに意味があると私どもは考えております。

**海渡弁護士**

負けないようにがんばるしかないと思います。

(不明)

今回東京地裁に起こされたのはなぜですか。

**河合弁護士**

行政訴訟の管轄の問題です。

**海渡弁護士**

青森でやるか、東京でやるか、後は札幌という選択もあるのですが、函館ではできないのですよ。その中で選ぶとすれば、国を訴えるのだから東京でというやり方が一番かと。

**市長**

弁護士の先生方も東京の方が多し、また、できれば全国的にも注目されて、応援を得たいという思いもあったものですから。

**河合弁護士**

函館や札幌で起こしたら、こんなに記者さんは来てくれないと思います。

(不明)

今後意見陳述されるというお考えはありますか。

市長

まだ具体的につめていませんので、それはこれから考えます。

(不明)

裁判の期間なんですけれども、どれくらいを想定していらっしゃるのでしょうか。

河合弁護士

それは、僕らは3年で判決をもらいたいと考えています。

(不明)

3年という期限を区切った理由は。

河合弁護士

別に区切ったわけではなくて、それくらい精力的にやらないと、出来て動き出して、事故を起こしてからでは遅いからです。

(不明)

今年の秋にも電源開発が申請を出すという話ですが、裁判をやっている最中に稼働してしまうということはあり得るのですか。

河合弁護士

それは裁判が遅延しすぎたらそういうことになりますが、そういうことにならないように、裁判所もそれなりの自覚を持つと思いますけれども。裁判やっている間に稼働されて、事故起こされたらみっともないなということは、裁判所は考えると思う。

(不明)

市長は、避難計画を策定するということが同意したということに繋がるということで、策定には手を付けていらっしゃるんですよね。裁判中にももし稼働してしまったら、どうやって逃げたらいいのだろう、事故があったらどうしたらいいのだろうと不安に思っている市民もいるかと思うのですけれども、その部分についてはどういうふうにお考えになりますか。

市長

私自身は、無視してまで、強行できるかという部分について、疑問に思っています。ものすごい批判にさらされる危険があるわけで、その危険性を相手が、電源開発が負うかというね。私はそういうことはないと思っているのですが。

ただ、避難計画作れといわれても、電源開発から何のお話もないわけですよ。じゃあ、どういう事故を想定して、どういうときにどういう避難計画を作るのか。説明会さえ開かないし、具体的な話は何も無いわけですね。パンフレットに書いてあることとか、自分たちの会社のホームページに書いてあるようなことだけは、役所だけに持ってきますけどね。

具体的なことが何ら開示されないで、我々避難計画を作りようないですよ。どういう危険が想定されるのか、どういう事故が想定されるのか、それを出してもらわないと、とてもじゃないが、津波や地震とはわけが違うわけで。事業者が詳しくこういうことが想定されますよと、最悪の場合こういう事態になるのですよということを出していただかないと、避難計画なんて実効性のあるものが出来なないじゃないですか。そう思っていますよ。

陸奥新報

青森県との関係についてお伺いしますけれども、先ほど大間町との関係で病院も買い物も頼ってきた大間の方という、でもそれとは別ですとおっしゃいましたけれども、函館の場合は北

海道新幹線の延伸だとか、デスティネーションキャンペーンを協力してやっていかなければならない立場にあります。ただ、青森県については原子力政策に協力してきた県でもあって、そういう青森県との関係についてどう考えていますか。

**市長**

特段このことについてどうこうということは気にしていませんね。お互いに原発に対する価値観の違いはあると思いますが、青森県側と観光も含めて様々に青函圏で協力していくということは、これからも強力に進めていきたいですし、昨年3月に私どもが提唱して、函館市と青森市と弘前市と八戸市の4市で観光都市会議というのを設立して、一緒に観光誘致を進めておりまして、一週間くらい前に八戸市で4市長が集まって、これからの観光についての一年間の計画を議論いたしました。お互いにお金を同額出し合って、共同で事業をやっていますから、そういうことはもちろん進めていきます。

それを原発と絡めて、八戸で4市長が顔を合わせても、青森県側の市長さんたちも全く原発の話はしませんし、私も彼らを相手に、原発の話に触れるつもりはありません。その問題と地域振興の問題は全く切り離して考えております。

**PJ**

首都圏の活動家の方々と活動について連携するおつもりはあるのでしょうか。また、そのアピールのために市長が自ら、何かの集会に顔を出すおつもりはありますでしょうか。

**市長**

よく市議会でも聞かれております。函館でも住民で訴訟を起こされている方とか、反原発、脱原発、様々な方が集会を開いて、市長出てきてくれというお話があるんですが、私は一切そういうものに出たことはありません。

私の立場は、原発推進という人は、函館にはあまりいないと思うのですが、そういう人はさておいてですね、広く原発容認の方もいらっしゃるよ。電力料金のことを考えると少しは仕方ないんじゃないかという人はいらっしゃるでしょう。脱原発の方もいらっしゃる、それは即ゼロという方と段階的にというか、いろいろと濃淡ありますよね。それから、反原発という人もいらっしゃる。

私は、最低限のところ、全ての人たちの理解を得る中で大間原発の凍結ということを訴えてきました。あらゆる賛同を得るために、脱原発、反原発を叫んだこともありませんし、大間に限定して原発凍結をいっているわけです。

それは函館市長としての立場で、個人的な思いは封印しながらやってきたんです。だから、そういう団体と連携するとか、脱原発、反原発の集会に出て行ってお話をするということは、これまでもありませんでしたし、これからはないと思います。そういうことなんで、市議会も全会派が、自民党も民主党も公明党も共産党も、全部が賛同してもらっていると、私自身は考えています。

**河合弁護士**

以上で記者会見を終わります。ありがとうございます。

**市長**

ありがとうございました。